

『寝屋川市みんなのまち基本条例』

「第 4 章 議会」の検証報告書

令和 4 年 4 月

寝 屋 川 市 議 会

寝屋川市みんなのまち基本条例の検証シート（第4章 議会）

《第13条 議会の役割》

1 条文

（議会の役割）

第13条 議会は、様々な意見、寝屋川市の状況等を踏まえ、施策の決定に関わり、市政の監視及びけん制を行う。

2 議会は、条例の制定及び改廃、予算の決定並びに決算の認定を議決する等の権限を有する。

2 条文解説（「みんなのまち基本条例の解説」から抜粋）

第13条は、議会の役割と権限について定めています。

1 議会は、市政に対する市民の様々な意見や寝屋川市の状況等を踏まえ、市の施策の決定に関わり、市政の監視及びけん制を行うことを定めています。

議会は、直接選挙により選ばれた代表者である議員により構成される議決機関です。

議会には、地方自治法第98条、第100条などで規定されている検査権、調査権などを行行使することで、行政が適正に行財政運営を行っているかを監視し、けん制する役割があります。

2 議会は、地方自治法第96条で規定されている条例の制定及び改廃、予算の決定並びに決算の認定の議決などの権限を有することを定めています。

3 当条文に関わる社会情勢等

- 平成30年6月に大阪府北部地震が発生し、寝屋川市においても震度5弱を観測しました。
- 平成31年4月に中核市に移行し、多くの事務権限の移譲を受けました。
- 新型コロナにより、市民の日常生活に大きな変化をもたらし、経済活動などに甚大な影響が出ています。

4 主な取組と成果

(1) 主な取組状況（平成29年度～令和3年度）

○ 主な議決の件数

	条例・規則の 制定・改廃	予 算	決算の認定
平成29年度	35件	24件	7件
平成30年度	66件	29件	7件
令和元年度	49件	25件	7件
令和2年度	35件	42件	8件
令和3年度	20件	36件	8件

○ 議員提出案件の件数

	修正予算	附帯決議	条例・規則の 制定・改廃	意見書・決議
平成 29 年度	0 件	0 件	2 件	7 件
平成 30 年度	0 件	0 件	3 件	15 件
令和 元 年度	1 件	0 件	0 件	6 件
令和 2 年度	2 件	3 件	2 件	11 件
令和 3 年度	4 件	1 件	1 件	15 件

○ 特別委員会開催状況

	中核市移行調査	公共施設の 在り方調査	第六次総合計画
平成 29 年度	8 回	—	—
平成 30 年度	—	8 回	—
令和 元 年度	—	9 回	—
令和 2 年度	—	6 回	2 回
令和 3 年度	—	8 回	—

(2) 成果

- 条例の制定・改廃、予算、決算の認定などについて、審議を行い、議決権を的確に行使することができています。とりわけ、主に令和2年度以降に新型コロナ対策のための予算案件が多く提出されておりますが、適切にそれらの議案審議を行っています。
- 議案審議の過程において、予算原案の否決、議員提案による予算の修正可決や附帯決議を付すなど、市の政策に対して、市の議決機関として市政の監視及びけん制する機能を果たしています。
- 特別委員会を設置し、多分野にまたがる特定の事項に対して、適切に調査・協議を行っています。
 - ・ 中核市移行調査特別委員会においては、中核市移行に向けた取組を把握するとともに、中核市移行に関する調査・協議を行いました。
 - ・ 公共施設の在り方調査特別委員会においては、大阪府北部地震により被害を受けた総合センターについて調査し、緊急提言を行いました。また、令和3年度は、「市民サービスの『ターミナル化』推進計画」に基づき取組が進められている（仮称）駅前庁舎等についての調査・協議を行っています。

5 「検討に当たっての視点」を踏まえた検証（案）

視点の内容	検証	
① 社会情勢に適合しているか	○	条文修正の必要はないものと考えます
② 形骸化していないか	○	

《第 14 条 議会の責務》

1 条文

（議会の責務）

第 14 条 議会は、市民の意思が市政に反映されるよう調査し、監視する機能を果たすものとする。

2 議会は、市民にわかりやすく開かれた議会運営に努めるものとする。

2 条文解説（「みんなのまち基本条例の解説」から抜粋）

第 14 条は、議会の責務について定めています。

1 議会は、市の議決機関として、市民の意思が市政に反映されるよう調査し、監視する機能を果たすことを定めています。議会もまた、社会状況の変化や、市民ニーズの多様化などに、迅速・的確に対応していくことが求められています。

2 議会は、議会活動に関する情報を市民に分かりやすく提供し、開かれた議会運営に努めなければならないことを定めています。市民、議会、行政が情報を共有し、協働でまちづくりを進めることが必要です。

議会活動に関する情報については、本会議や委員会は傍聴することが可能であり、議事録も公開されていますが、より分かりやすく、議会が保有する情報の市民との共有等、市民に開かれた議会運営を目指そうというものです。

3 当条文に関わる社会情勢等

- 平成 30 年 6 月に大阪府北部地震が発生し、寝屋川市においても震度 5 弱を観測しました。また、同年 9 月には、台風第 21 号により、寝屋川市においても人的・物的被害が発生しました。
- 新型コロナにより、市民の日常生活に大きな変化をもたらし、経済活動などに甚大な影響が出ています。

4 主な取組と成果

(1) 主な取組状況（平成 29 年度～令和 3 年度）

- 本会議の傍聴者数及び定例会・臨時会の開催回数

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
傍聴者数	364 人	347 人	381 人	336 人	309 人
開催回数 (うち、臨時会)	5 回 (1 回)	6 回 (2 回)	5 回 (1 回)	10 回 (6 回)	8 回 (4 回)

○ 市民意識調査

- ・ 令和元年 10 月に市議会市民アンケートを実施

○ 情報提供等

- ・ 令和元年 11 月号から、点字版議会だよりを発行
- ・ 令和 3 年 5 月号から、表紙に「寝屋川市写真協会」から提供いただいた写真を使用

(2) 成果

- 平成 30 年度には、大阪府北部地震による被害への緊急対応として 7 月臨時会を開催、同年 9 月には、台風 21 号に伴う対応として、定例会の日程変更、また、令和 2 年度以降には、新型コロナウイルス感染拡大防止への対応として、臨時会の開催、定例会の日程変更など、市民生活に直結する議案について迅速かつ適切に対応するため、機動的かつ柔軟な議会運営に努めています。
- 議会だよりや市ホームページ等による情報提供、会議録の公開、会議の傍聴、本会議映像の配信など、市民に分かりやすい議会運営の推進を図っています。
- 予算審査における分割付託の解消と同一議員が予算決算審査を行うことにより、チェック機能の一層の充実強化を図るため、平成 31 年 3 月に常任委員会の体制等を見直すとともに、予算決算常任委員会を設置しました。
- 大阪府北部地震の後、市民等から得た被災状況等を迅速かつ機動的に行政に報告できるよう、市議会災害対応マニュアルを改定しました。

5 「検討に当たっての視点」を踏まえた検証（案）

視点の内容	検証
① 社会情勢に適合しているか	○
② 形骸化していないか	○

条文修正の必要はないものと考えます

《第 15 条 市議会議員の役割及び責務》

1 条文

(市議会議員の役割及び責務)

第 15 条 市議会議員は、市民の代表として、常に自己研鑽に努め、市政への提案、提言等、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

2 条文解説（「みんなのまち基本条例の解説」から抜粋）

第 15 条は、市議会議員の役割と責務について定めています。

議会がその役割と責務を果たすためには、議会を構成する議員が重要な役割を担っており、議員の果たすべき責務は重要です。議会を構成する議員は、市民の代表として職務を遂行するため、常に自己研鑽に努め、本会議の代表・一般質問、常任委員会等での質疑等により市政への提案、提言等を行い、また、公正かつ誠実に職務を遂行することを明らかにしています。「公正かつ誠実に」とは、特定の利益を代表する声だけでなく、声なき声にも耳を傾け、中長期的な視点を持つという意味も含まれます。

3 当条文に関わる社会情勢等

- 政務活動費や議員報酬に関することなど、議員の不祥事がマスコミなどに取り上げられる中で、議員の報酬や定数などについて市民の目も厳しくなっています。
- 新型コロナにより、市民の日常生活に大きな変化をもたらし、経済活動などに甚大な影響が出ています。
- 全国的に議員のなり手不足が問題となっており、女性を始め、多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る取組が求められています。

4 主な取組と成果

(1) 主な取組状況（平成 29 年度～令和 3 年度）

○ 代表質問・一般質問の質問者数 ○ = 代表質問 ◎ = 会派代表質問

	6月定例会	9月定例会	12月定例会	3月定例会
平成 29 年度	22 人	23 人	18 人	○ 5 人
平成 30 年度	20 人	24 人	19 人	◎ 5 人
令和元年度	○ 4 人	20 人	20 人	○ 4 人
令和 2 年度	19 人	21 人	16 人	○ 4 人
令和 3 年度	20 人	18 人	17 人	○ 4 人

○ 議会改革等に係る取組

- ・ 寝屋川市議会専門的事項に係る調査会議設置
〔平成 29 年 9 月～平成 30 年 3 月〕
- ・ 議員定数の見直し（27 人→24 人）
〔平成 29 年 9 月 ※施行は令和元年 5 月～〕
- ・ 議員報酬の見直し（当面の間、月 17,000 円減額）
〔平成 30 年 9 月 ※施行は平成 31 年 1 月～〕
- ・ 議員報酬月額を 10%減額
〔令和 2 年 5 月 ※期間は令和 2 年 6 月～11 月〕
- ・ 市議会会議規則の改正
（本会議・委員会の欠席事由として育児・介護・看護等を明文化するとともに、出産について産前・産後期間に配慮した規定を整備。）
〔令和 3 年 7 月〕

(2) 成果

- 議員は、議会の構成員として、本会議や委員会において、会派代表質問・一般質問や所管質問及び質疑等により、市政への提案や提言等を行うなど、公正かつ誠実に職務を遂行しています。
- 議会における諸課題等について、自主的に調査・研究を行う等、議会改革に取り組んでいます。
- 平成 29 年 9 月には、議員報酬等を検討するに当たり、学識経験者等で構成する、専門的事項に係る調査会議を設置しました。それらの意見を踏まえ、平成 30 年 9 月に議員報酬の見直しを行いました。
- 新型コロナウイルス感染の影響が拡大することに鑑み、令和 2 年 6 月から 11 月までの半年間の議員報酬を減額することで、財源確保の取組を行いました。
- 女性を始め多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、令和 3 年 7 月に、それらに対応する会議規則の改正を行いました。

5 「検討に当たっての視点」を踏まえた検証（案）

視点の内容	検証
① 社会情勢に適合しているか	○
② 形骸化していないか	○

条文修正の必要はないものと考えます